

特定技能移行支援事業補助金

福井県では、建設分野の特定技能外国人の受入れにあたって、事業者が登録支援機関に支払う経費や（一社）建設技能人材機構に支払う経費を補助します。

補助金概要

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">建設業法の規定に基づく建設業の許可を受けた建設事業者県内に主たる営業所を有する建設事業者令和6年度に特定技能外国人を新たに雇用する建設事業者
補助対象経費	《一般社団法人建設技能人材機構（JAC）賛助会員年会費》 補助対象者がJACの賛助会員となるにあたり支払う年会費 《一般社団法人建設技能人材機構（JAC）受入負担金》 補助対象者が特定技能外国人を受入れるにあたりJACに支払う受入負担金 《登録支援機関にかかる費用》 補助対象者が特定技能外国人を雇用するにあたり登録支援機関に支援計画の実施を委託する場合にかかる経費
補助率等	補助率：補助対象経費の1/2 補助上限額：15万円
補助対象期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
事前申込書受付期間	令和6年4月1日から令和7年2月28日（必着） ※補助金の申請を行うには事前申込書の提出が必要です。詳細は補助金交付要領等をご覧ください。
その他補助対象についての注意事項	① 令和6年度中に特定技能に移行する外国人について補助の対象となります。 ② 特定技能外国人は、一定の日本語能力を有する外国人を対象とします。 具体的には、技能検定学科試験随時3級（3級）以上または日本語能力試験N3相当以上の合格が必要です。 <u>（詳細は要領または下記にお気軽にお問合せください。）</u>
問い合わせ先 申込および申請 提出先	福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 TEL：0776-20-0470 詳しい資料（補助金交付要領）や申請様式等は以下のHPをご覧ください。 URL： https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/tokuteiginouikousien.html

(参考) 日本語能力試験N3相当の試験について

No	試験名	試験回数/年	能力区分	補助金要件 (N3相当以上)	合格率 (N3相当)
1	日本語能力試験 (JLPT)	2回 (7月、12月)	N1~N5	N3以上	43.8%
2	J.TEST実用日本語検定	6回以上 (奇数月)	3区分 (A-C、D-E、F-G)	「D-ELレベル試験」500点以上	非公開 (約50%)
3	日本語NAT-TEST	6回以上 (偶数月)	1Q~5Q	3Q以上	51.1%
4	JPT日本語能力試験	12回 (毎月)	点数 (10点~990点)	430点以上	非公開 (約45%)

※上記試験以外についても、N3相当と認められるもの (CEFR B1以上、ACTFL IM以上等) については協議のうえ補助対象とする